

◎議案第25号 白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例
の制定について

○議長（山本浩平君）

日程第7、議案第25号 白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ページ議の25-1でございます。議案第25号白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例の制定について。

白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ議の25-2でございますが、附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページの議案説明でございます。白老町を応援する寄附者の意向を尊重した個性あるまちづくり事業を展開し「ふるさと白老の元気づくり」に資するべく、応援寄附金を基金として適正に管理及び運用するため、本条例を制定するものである。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例

（設置）

第1条 白老町を応援する人々からの寄附金を通して、寄附者の想いを反映した個性あるまちづくり事業を展開し、「ふるさと白老の元気づくり」に資するため、白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、指定寄附金及び予算で定める額を積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第5条 基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分するものとする。

（繰替運用）

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1番、氏家裕治議員。

○1番(氏家裕治君) 1番、氏家です。趣旨はわかりました。ただしですねこの「白老の元気づくり」に資するべくものというのは例えばどういったものを、ちょっと想像するに余りにも広すぎてですね、わからない部分があるのですが。教えていただけますでしょうか。

○議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) この度のGENKI応援寄附金基金条例でございますけれども、この内容につきましては7項目ございまして、まず、教育振興に対するもの、文化振興、産業振興、協働のまちづくりに対するもの、福祉、環境、それと白老町の元気づくり、これに入らないようなものでございます。この7項目に対して、全国からの皆さんの寄附金に基づいて、指定で寄附が来ますのでその目的に従って、次年度にこの基金を充当して活用していくというものでございます。

○議長(山本浩平君) 1番氏家裕治議員。

○1番(氏家裕治君) 確認だけです。その7項目の指定というのは、ふるさと納税に応募される方々がわかっていて、それに対してこれに使ってもらいたいとかこういったことに使ってもらいたいということが納税者から出てくるということによろしいですね。

○議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) ふるさと納税につきましては、ホームページ上やこちらのパンフレットの中に項目ごとにどういう使い道というのを、詳細に説明を書いております。寄附者の方が、例えば1万円を寄附してくるということがありますと、1番の教育振興に私はしたいということで、1番という期待をして、それで寄附していただきますので、その目的によって、金額を入れて寄附していただくというような内容になっていきます。

○議長(山本浩平君) 1番、氏家裕治議員。

○1番(氏家裕治君) 1番、氏家です。わかりました。例えばこの年度末に、こういった項目にこれだけの納税がありましたという金額的な細分というのは、議会のほうにも今後示されてくるということになるのでしょうか。

○議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 今後10号の補正でございますけれども、それには総額しか記載されておりませんが、内容につきましては、ご質問頂ければ、この金額の

内容等はこちらの方からご説明申し上げたいと思います。もしくは今後についてはホームページ上に、今年度の全国からいただいた寄附の総額と、内容の目的ごとの総額も記載して公表をしていきたいと考えます。

○議長（山本浩平君） ほか。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） いまの説明で大体わかりましたが、この基金の活用の仕方ですけれども、例えば1億円集まりましたよと、その中で今言った7項目に沿っていろいろな形でお金が集まってきましたと。それを利用するに当たって、町内でどういうふうな形でその基金を活用していくのかというような仕組みづくりというのですか、そういうものはもう考えているのでしょうか。それをまた議会で諮るという考えもあるのでしょうか、そこをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今年度は寄附をいただいた金額が1,700万円程に充当する金額でございます。総額では3,000万円を超えておりますけれども、このような金額で27年度の各事業の中に充当していきたいと考えておりますが、ある一定、27年度は相当な金額を全国の方から寄附をいただけるのかなと見込んでおりますけれども、その際に仕組みづくりもですね、総額が多くなれば他の町村もおこなっているとおり、ある一定の金額で多額の金額になれば一つ一つで大きな事業にどんと新たな事業を組み込んでいくとか、既存の事業ではなく新設の事業考えると、その仕組みづくりを今後は検討していかなければいけないと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） いま仕組みづくりということで、できれば早急に作っていただいて議会のほうにも提示していただければと思います。多くの方々からいただく基金を白老町の財政の中でどういうふうに使っていくかということも、将来的ホームページの中で公表してかなければいけないと思うのですよね。やはりいただいた方々からのお金をどういうふうに使いましたよというふうに公表する上でも、やっぱりちゃんとなければいけないんじゃないかと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ただいま申し上げたとおり仕組みづくりについては検討していきたいと考えておりますけれども、いただける金額が現状の1,000万円のお金ではですね、なかなか一つの事業、各項目にすれば何百万単位の金額でございまして、ある一定の1項目、教育振興であればですね、500万円、1,000万円ぐらいの大きな金額になれば、一つの事業を考えていけるかと思ひますけれども、現状の中では200万円、300万円という金額ですので、来年度の事業の中に充当していくという今の考え方で進めておりますけれども、寄附をいただいた金額に応じて、十分に検討していきたいと考えております。どういう目的に使っていくかという公表もしていきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） ほか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 25 号 白老町ふるさと GENKI 応援寄附金基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。